

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和8年1月20日午後1時30分から令和8年第1回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 浩幸
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝弘
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 倫充
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第16番委員	岩野 教三
第8番委員	及川 宏和	第17番委員	小嶋 敏
第9番委員	有住 寿哉	第18番委員	田口 正則
第10番委員	高橋 義隆	第19番委員	高橋 成壽
		第20番委員	菊地 正成

2. 本会議を欠席した委員は0名である。

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	関口 潤
事務局長補佐	高橋 真一郎
係長	田尻 和稔
主査	巴 春菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻 和稔
主査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和8年第1回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
開始時刻 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には5番渡辺好章委員、7番高橋重貴委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第 6、議案第 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、番号 1 番、2 番、8 番、9 番、10 番、11 番及び 12 番の案件について、7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

———第 7 番委員退席———

議 長 これより、番号 1 番、2 番、8 番、9 番、10 番、11 番及び 12 番の案件について、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

番号 1 番、2 番、8 番、9 番、10 番、11 番及び 12 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

7 番高橋重貴委員の入席を許します。

———第 7 番委員入席———

議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。

これより番号 1 番、2 番、8 番、9 番、10 番、11 番及び 12 番以外の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 1 2 番委員 12 番佐藤です。7 番及び 13 番から 15 番の案件について、同一の方が借り受け、自家消費野菜を作付けするとのことですが、1.8 畝の畑を耕作するということは、非常に意欲的に感じます。就農してもいいレベルなのではないかと思いますが、情報はありますか。

事務局 12 番佐藤委員のご質問にお答えします。耕作者は、経営面積 0 となっておりますが、今まで県の河川を共同で借り受け、自家消費野菜の作付けを行っていました。

しかし、その河川の契約更新ができなくなったため、新たに耕作できる場所を探しており、今回の契約に結び付けました。

委員おっしゃる通り、とても意欲的な方です。

第 1 2 番委員 12 番佐藤です。意欲もあるということで、新規就農に結び付けばいいと感じますがいかがですか。

事務局 12 番佐藤委員のご質問にお答えします。

この方は、高齢でもありますので、新規就農については考えていないようですが、補助事業のからみもありますので、ケースに応じては、紹介していきたいと考えております。

議 長 その他、質疑ございますか。
 ——なしの声あり——
 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は、許可することに決定しました。

事 務 局 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
 事務局説明を求めます。

事 務 局 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 1番の案件について、3番宮本賢委員より報告願います。
 3番宮本です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

第 3 番 委 員 1月15日の午前に、北部地区の渡辺好章委員、小坂倫充委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
 借受人である[]が妻の実家の隣接地に自己住宅を建築するため、貸付人である[]所有の畑を使用貸借権の設定により貸借し、転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地となりますが、妻の実家に隣接する土地に自己住宅として建設するものであることから「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という例外規定に該当すると判断します。
 一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。
 また、周辺農地への被害防除措置としては、整地転圧を行った上で砂利敷きとし、隣接農地及び水路に土砂が飛散することを防止し、現状と同様の地下浸透による雨水処理とする計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。
 以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。
続いて、番号2番及び3番の案件について、5番渡辺好章委員より報告願います。

第5番委員 5番渡辺です。番号2番及び3番の案件について、現地調査の報告をいたします。
1月15日の午前に、北部地区の宮本賢委員、小坂倫充委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。
借受人である[]が現場仮設事務所等を設置するため、借受人である[]と[]所有の田を賃貸借権の設定により貸借し、一時転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地となりますが、工事現場に隣接する土地に現場仮設事務所等を一時的に設置しようとするものであることから「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」という例外規定に該当すると判断します。
一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。
また、周辺農地への被害防除措置としては、現状高を変えずに鉄板を敷き十分な転圧を行うほか、雨水は勾配をつけて既存水路へ放流する計画であり、事業完了後は、農地に原状復旧する計画であることから土砂の流出、崩壊その他の災害を発生させるおそれ、農業用排水施設の機能に支障を生じるおそれはないものと考えられます。
以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。
以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議	長	<p>日程第 8、議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。</p> <p>事務局説明を求めます。</p>
事 務 議	局 長	<p>【事務局 朗読説明】</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>——なしの声あり——</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>討論に入ります。討論ございませんか。</p> <p>——なしの声あり——</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>質疑・討論を打ち切り、採決いたします。</p> <p>議案第 3 号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>——委員挙手——</p>
議	長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり決定しました。</p>
議	長	<p>これで、本日の日程は、全部終了いたしました。</p> <p>令和 8 年第 1 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。</p>

終了時刻 14 時 25 分